旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、環境に配慮し、一般廃棄物の発生抑制等に積極的に取り組む市内の事業所を「旭川市ごみ減量等推進優良事業所（以下「優良事業所」という。）」として認定する旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（認定の対象）

第２条　優良事業所の認定（以下「認定」という。）の対象は、市内の事業所、市内に事業所を有する事業者及びそれらによって構成される団体とする。

２　前項の規定に関わらず、市長が優良事業所として認定することが適当でないと認める者は対象としない。

（認定の基準）

第３条　認定の基準は、別表に定めるとおりとする。

２　認定は、その取組内容に応じ、ゴールド、シルバー及びブロンズの３段階のランクで行うものとし、このうちゴールドの認定基準については、市長が別に定める。

（申請）

第４条　認定を受けようとする者は、旭川市ごみ減量等推進事業所認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（認定）

第５条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定する。

２　市長は、前項に規定する審査により認定を決定した申請者に対し、旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定証（以下「認定証」という。）及び認定を証するステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

３　市長は、第１項に規定する審査により認定とならなかった申請者に対し、その旨を文書で通知するものとする。

（有効期間）

第６条　認定の有効期間は、認定を受けた日から起算して３年間とする。

（認定の更新）

第７条　認定の更新を受けようとする者は前条に規定する有効期間が満了する日の４か月前までに第４条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

２　第５条の規定は、前項に規定する申請書の提出があった場合に準用する。

（調査）

第８条　市長は、第５条第１項に規定する審査を実施するとき、優良事業所の活動状況を把握する必要があるとき、その他必要があると認めるときは、対象となる事業所に対し、現地調査を行うとともに、書類の提出を求めることがある。

（優良事業所の責務）

第９条　優良事業所は、認定証及びステッカーを事業所内の見やすい場所に掲示するものとする。

２　優良事業所は、認定を受けたランクに相当する活動を継続的に行うとともに、その活動内容を自ら他の事業者及び市民に周知するよう努めるものとする。

（優良事業所への支援）

第 10 条　市長は、優良事業所の名称、活動内容その他の事項について、旭川市ホームページへの掲載等を通じた広報により、その活動を支援するものとする。

２　市長は、優良事業所の活動を促進するため、可能な支援に努めるものとする。

３　優良事業所は、認定を証するマーク（以下「認定マーク」という。）を自ら製作する名刺・パンフレット等に使用することができるものとする。

（認定の取消し等）

第 11 条　市長は、優良事業所が事業を廃止又は休止したとき、第３条に規定する基準を満たさないと認められるとき、又は優良事業所としてふさわしくない行為があったと認められるときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

２　市長は、優良事業所の認定を取り消したときは、当該事業所に文書で通知するものとする。

３　第１項の規定により認定を取り消された事業所及び第６条に規定する有効期間が満了し、認定の更新を受けなかった事業所は、速やかに認定証及びステッカーを市長に返納するとともに、認定マークの使用を中止しなければならない。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年１１月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年　８月　５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年　６月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　２年　７月　７日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和　３年　５月２４日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の改正以前に認定を受けた者の第６条に規定する有効期間については、２年間から３年間に変更する。

附　則

この要綱は、令和　７年　５月２０日から施行する。

別表（第３条関係）

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定基準

<table>
<tr><th rowspan="2">取組の区分</th><th rowspan="2">取組の内容</th><th colspan="3">認定ランク</th></tr>
<tr><th>ブロンズ</th><th>シルバー</th><th>ゴールド</th></tr>
<tr><td rowspan="8">１．発生・排出抑制（リデュース）の取組</td><td>①　詰め替え品の利用</td><td rowspan="8">１項目以上取り組んでいる</td><td rowspan="8">４項目以上取り組んでいる</td><td rowspan="20">シルバーの要件を全て満たすとともに、別に定める基準を満たしており、特に優秀な取組を行っていると認められる</td></tr>
<tr><td>②　使い捨て品の利用抑制</td></tr>
<tr><td>③　マイボトル等の利用推奨</td></tr>
<tr><td>④　紙の使用量の抑制</td></tr>
<tr><td>⑤　プラスチック類の発生抑制</td></tr>
<tr><td>⑥　生ごみの発生抑制</td></tr>
<tr><td>⑦　食品ロスを減らす取組</td></tr>
<tr><td>⑧　在庫を抱えない工夫</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２.再使用(リユース）の取組</td><td>①　消耗品の再使用の工夫</td><td rowspan="3">１項目以上取り組んでいる</td><td rowspan="3">２項目以上取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　備品類の融通の工夫</td></tr>
<tr><td>③　物品納入時の工夫</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３．再生利用（リサイクル）の取組</td><td>①　基本的分別の徹底と工夫</td><td rowspan="3">①に取り組んでいる</td><td rowspan="3">①を含む２項目以上取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　メーカー回収や自主回収の活用</td></tr>
<tr><td>③　生ごみリサイクルの実施</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４．資源循環に関する取組</td><td>①　再生品の積極利用</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">１項目以上取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　再生品の積極提供</td></tr>
<tr><td rowspan="4">５．顧客や取引先に対する取組</td><td>①　顧客へのリユース・リサイクル機会の提供</td><td rowspan="4">－</td><td rowspan="4">１項目以上取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　取引先へのごみ減量の要請</td></tr>
<tr><td>③　顧客への簡易包装の取組</td></tr>
<tr><td>④　紙の使用量抑制への協力要請</td></tr>
<tr><td rowspan="9">６．事業所内でのごみ減量や環境負荷低減の取組</td><td>①　適切な廃棄物の保管、管理</td><td rowspan="9">①に取り組んでいる</td><td rowspan="9">①②を含む３項目以上取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　ごみの発生量、資源化率の把握</td></tr>
<tr><td>③　ごみ減量・資源化に関する責任者の設置</td></tr>
<tr><td>④　物品調達・管理の工夫</td></tr>
<tr><td>⑤　物品使用量の把握によるごみ減量の取組</td></tr>
<tr><td>⑥　組織的にごみ減量に取り組む体制</td></tr>
<tr><td>⑦　修理・修繕（リペア）の取組</td></tr>
<tr><td>⑧　環境に関する取組の情報発信</td></tr>
<tr><td>⑨　地域との連携や地域への貢献</td></tr>
<tr><td rowspan="3">７．各種施策への協力状況</td><td>①　廃棄物の適正な処理</td><td rowspan="3">①②に取り組んでいる</td><td rowspan="3">①②に取り組んでいる</td></tr>
<tr><td>②　多量排出事業者の場合、減量化計画書の提出</td></tr>
<tr><td>③　その他、市が行う施策への協力</td></tr>
</table>

（様式第1号）

認定番号

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定申請書

年　　月　　日

（宛先）旭川市長

申請者

所在地　〒 名称 代表者氏名

担当者

所在地　〒 部署名 氏名 電話 Eメールアドレス

旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定実施要綱第４条の規定により、次のとおり旭川市ごみ減量等推進優良事業所の認定を申請します。

◆申請ランク（いずれかに〇印を付けてください。）

	ブロンズ＜新規＞　Ⅰ～Ⅴに記入してください。
	ブロンズ＜継続＞　Ⅰ～Ⅴに記入してください。
	シルバー＜新規＞　Ⅰ～Ⅵに記入してください。
	シルバー＜継続＞　Ⅰ～Ⅵに記入してください。
	ゴールド＜継続＞　Ⅰ～Ⅵに記入してください。

Ⅰ　分別の状況（対象は一般廃棄物のみ。分別している品目に〇印を付けてください。）

	空き缶		ペットボトル		プラスチック製容器包装
	燃やせるごみ		燃やせないごみ		段ボール
	新聞・チラシ		コピー用紙		雑誌・カタログ・パンフレット
	紙パック		その他資源化可能な古紙		その他（　　）
	その他（　　）		その他（　　）		その他（　　）

Ⅱ　保管・収集運搬の状況（複数の事業所がある場合、Ⅷに記入してください。）

保管場所の形態（〇印を付けてください）	契約している一般廃棄物等収集運搬業者名
・屋内　・ガレージ　・屋外かご　・屋外密閉容器　・その他（　　）	

Ⅲ　ごみ減量の取組状況

取組内容の該当するものに○印を付けてください。

1．発生・排出抑制（リデュース）の取組

	取　組　内　容
	①詰め替え品の利用（事務用品、洗剤、シャンプー、調味料など）
	②使い捨て品の利用抑制（紙製おしぼり、割り箸、紙コップ、紙ナプキンなどの利用を控えている）
	③マイボトル等の利用推奨（マイボトル、マイ箸などの利用を推奨しているなど）
	④紙の使用量の抑制（会議資料や従業員への連絡を電子データで配信するなど）
	⑤プラスチック類の発生抑制（使い捨てプラスチック製品の使用削減、プラスチック製品の代替となるものの優先的な採用など）
	⑥生ごみの発生抑制（加工済食材の使用、生ごみを水切りしてから排出するなど）
	⑦食品ロスを減らす取組（小盛りメニューの提供、嗜好調査など）
	⑧在庫を抱えない工夫（商品の見切り販売、商品の売り切り、従業員等への提供など）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

2．再使用（リユース）の取組

	取　組　内　容
	①消耗品の再使用の工夫（ファイル、封筒、紙袋、段ボール、ハンガーなどを繰り返し使用するなど）
	②備品類の融通の工夫（不用になった備品類を他の部署に提供するなど）
	③物品納入時の工夫（通い箱など繰り返し使用できる容器を使用するなど）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

3．再生利用（リサイクル）の取組

	取　組　内　容
	①基本的分別の徹底と工夫（古紙類、びん、缶、ペットボトルなどを適切に分別してリサイクルしている）
	②メーカー回収や自主回収の活用（プリンター、コピー機のトナーカートリッジなどをメーカー回収に引き渡している）
	③生ごみリサイクルの実施（生ごみを堆肥化して活用しているなど）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

4．資源循環に関する取組

	取　組　内　容
	①再生品の積極利用（エコマークなどが付いたグリーン購入法適合品を優先的に採用するなど）
	②再生品の積極提供（自社で製造又は販売している製品について、再生品や詰め替え品などを積極的に提供しているなど）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

5．顧客や取引先に対する取組

	取　組　内　容
	①顧客へのリユース・リサイクル機会の提供（缶、びん、ペットボトル、食品トレー、紙パック、古紙などを回収している）
	②取引先へのごみ減量の要請（商品や原料を納入している業者に簡易包装を依頼しているなど）
	③顧客への簡易包装の取組（顧客に対して簡易包装を実施、又は包装を行わないようにしているなど）
	④紙の使用量抑制への協力要請（ダイレクトメールや発注伝票を電子メールで行うなど）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

6．事業所内でのごみ減量や環境負荷低減の取組

	取　組　内　容
	①適切な廃棄物の保管、管理（廃棄物の保管場所は分別種類ごとに適切に管理している）
	②ごみの発生量、資源化率の把握（廃棄物や資源物の発生量や資源化率を把握している）
	③ごみの減量・資源化に関する責任者の設置（ごみの減量・資源化に関する責任者を設置している）
	④物品調達・管理の工夫（消耗品を一括管理する部署を設置するなど、物品調達や管理の工夫をしている）
	⑤物品使用量の把握によるごみ減量の取組（ＯＡ用紙や消耗品の消費量を把握し、削減の目安にしているなど）
	⑥組織的にごみ減量に取り組む体制（従業員の環境意識を高める機会を設けているなど）
	⑦修理・修繕（リペア）の取組（備品類の修理ができる体制や部品の取り置きを行っているなど）
	⑧環境に関する取組の情報発信（ホームページ等で環境に関する取組について情報発信しているなど）
	⑨地域との連携や地域への貢献（定期的に地域清掃を実施しているなど）
実施項目数	項目　※認定は取組内容の数により行います。

7．各種施策への協力状況（当てはまるものに○印を付けてください。）

	内　　容
	①廃棄物処理法及び旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例など、環境に関する法令を遵守し、廃棄物を適正に処理している。
	②多量排出事業者の場合、減量化計画書を提出している。
	③その他、市が行う施策に協力している。 内容：（　　）

Ⅳ　認証・登録又は認定の状況（既に認証・登録等を受けているものに○印を付け、登録者名と登録年を記入してください。）

	名　　称	登録・認定者名	登録・認定年
	ＩＳＯ１４００１		
	エコアクション２１		
	HES(北海道環境マネジメントシステムスタンダート)		

Ⅴ　特徴的な取組（Ⅰ～Ⅳの取組以外に取り組んでいるものや、特徴的と思われる取組があれば、記入してください。）

1．取組内容

取　組　内　容

2．特徴的な取組に関する添付資料（取組内容が分かる資料があれば○印を付け、添付してください。）

	分別区分表		その他（　　）
	ごみ排出実績に関するデータ（一般廃棄物）		その他（　　）
	ごみ排出実績に関するデータ（産業廃棄物）		その他（　　）
	写真		その他（　　）

※ブロンズ〈新規〉〈継続〉申請の方は、これ以降、記入する必要はありません。

Ⅵ　ごみの発生状況（シルバー及びゴールドに申請する方は記入してください。）

1．前年度の事業系一般廃棄物排出実績

年度 .4.1～ .3.31		発生量 トン／年	資源化量 トン／年	処分量 トン／年	資源化率 %	処分先
前年度実績	空き缶					
	ペットボトル					
	古紙類 新聞・チラシ・コピー用紙					
	古紙類 雑誌・カタログ・パンフレット					
	古紙類 紙パック					
	古紙類 段ボール					
	古紙類 その他資源化可能な紙					
	プラスチック製容器包装					
	生ごみ※					
	燃やせるごみ					
	燃やせないごみ					
	合　計					
	対前年度増減率（%）					

※生ごみについては、食品リサイクル法に定める食品関連事業者の方は必ず記入してください（産業廃棄物分を除く）。

【記入に当たっての留意点】

・数字は小数点以下第１位まで記入してください。
・分別している品目別に年間の発生量（資源化量+処分量）及び資源化率（資源化量/発生量）を記入してください。
・記載されている品目以外に、分別しているものがあれば、空欄に記入してください。
・産業廃棄物は対象外です。
・量が少ない場合は、単位をkgに修正して記入してください。

2．過年度実績（２年前及び３年前の各年度）

年度 .4.1～ .3.31	発生量 トン／年	資源化量 トン／年	処分量 トン／年	資源化率 %
合　計				

年度 .4.1～ .3.31	発生量 トン／年	資源化量 トン／年	処分量 トン／年	資源化率 %
合　計				

【記入に当たっての留意点】

・数字は小数点以下第１位まで記入してください。
・年間の発生量（資源化量＋処分量）及び資源化率（資源化量/発生量）を記入してください。
・量が少ない場合は、単位をkgに修正して記入してください。

3．ごみ排出量・資源化率について特記事項があれば記入してください。

◆ホームページがある方は，ＵＲＬを記入してください。

URL（アドレス）	ホームページの担当者名	ホームページの担当者の連絡先
http://		

Ⅶ　複数の事業所がある場合

	事業所・店舗・支店名	契約している一般廃棄物収集運搬許可業者名	担当者名
	所在地	保管場所の形態（○印を付けてください。）	電話番号
1			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
2			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
3			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
4			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
5			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
6			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
7			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
8			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
9			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
10			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
11			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
12			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
13			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
14			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
15			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
16			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
17			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―
18			
	旭川市	・屋内　・ガレージ　・屋外かご ・屋外密閉容器　・その他（　　）	―